

本号で公布された 法令のあらまし

◇銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行期日等を定める政令（政令第二八四号）（警察庁）

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和三年法律第六九号）の施行期日は、令和四年三月一五日とすることとした。

◇銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令（政令第二八五号）（警察庁）

一 銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正関係

1 クロスボウの所持が許可される試験又は研究について、他の製造に係るクロスボウを使用して行うクロスボウの性能の試験又は他の製造に係るクロスボウの複写等による研究で、生産の合理化等に資するものである旨の国の関係行政機関等の証明を受けたものとした。（第二条関係）

2 所持許可に係るクロスボウの構造又は機能の基準について、引いた弦を固定し、これを解放することによって矢を発射する機構又は発射する矢の方向を安定させる機構に危害を発生するおそれのある著しい欠陥がないこととした。（第九条関係）

3 クロスボウ講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者について、クロスボウ射撃指導員として指定されている者とした。（第一六条の二関係）

4 その他所要の規定を整備した。

二 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正関係
地方公共団体の手数料の標準に関する政令について所要の改正を行った。（本則の表関係）

三 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部改正関係
情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令について所要の改正を行った。（別表関係）

四 遺失物法施行令の一部改正関係
遺失物法施行令について所要の改正を行った。（第一〇条関係）

五 施行期日
この政令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和三年法律第六九号）の施行の日（令和四年三月一五日）から施行することとした。

政 令

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行期日等を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和三年十月十五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二八四号

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行期日等を定める政令

内閣は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和三年法律第六九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行期日は、令和四年三月一五日とする。

内閣総理大臣 岸田 文雄
法務大臣 古川 禎久

銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和三年十月十五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二八五号

銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和三年法律第六九号）の施行に伴い、並びに銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第三号及び第四項、第五条第三項、第五条の二第七項第二号、第五条の三の二第二項、第二項及び第四項、第八条第九項（同法第十一条第十二項、第二十四条の二第八項及び第二十七条第三項において準用する場合を含む。）、第十三条の四、第二十四条の二第十項、第二十五条第一項ただし書並びに第三十条、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八条第一項、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第十条第一号並びに遺失物法（平成十八年法律第七十三号）第三十五条第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「銃砲」を「銃砲等」に改め、同条第一号中「銃砲を」を「銃砲等（法第三条第一項の銃砲等をいう。以下同じ。）を」に、「銃砲」を「銃砲等」に改め、「火薬類」の下に「矢」を加え、「銃砲」を「銃砲等」に改める。

第六条の見出し中「射撃競技用けん銃」を「射撃競技用拳銃」に改め、同条第一項中「けん銃又は空気けん銃」を「拳銃又は空気拳銃」に改め、同条第二項中「銃砲」を「銃砲等」に改める。第八条の見出し中「銃砲」を「銃砲等」に改める。